

第50回水資源機構契約監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和4年1月21日（金） 機構本社会議室（WEB会議）	
委員	篠原焔夫（弁護士）、毛利栄征（大学教授）、田中規夫（大学教授）、山梨恵子（水資源機構監事）	
審議事項	1. 令和3年度上半期の一者応札の状況について 2. 令和3年度上半期における一者応札・一者応募に関する点検について 3. 令和3年度上半期における随意契約に関する点検について 4. 新規随意契約案件について	
	委員	機構事務局
1. 令和3年度上半期の一者応札の状況について 2. 令和3年度上半期における一者応札・一者応募に関する点検について	<ul style="list-style-type: none"> ・一者応札が発生する理由について、どのような理由が多く、その割合はどのようになっているのか。 ・技術者不足や労働者の高齢化に対して、契約上の工夫はあるのか。また、更なる改善点はあるのか。 ・建設投資額が2001年レベルまで増加しても建設業就業者数、技能者数が減少し続けている。賃金上昇を考慮すると、同じ投資額レベルでは人手の回復は難しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事は既存設備の更新等の理由が35.3%、技術者、従事者不足が27.1%、工事内容、施工条件が12.9%、山間僻地の要因が11.8%となっています。コンサルタント業務は技術者、従事者不足が72.3%と多く、主な要因となっていますが、昨年度と比べその他の要因が増えています。物品役務はその他の要因が25.3%、技術者、従事者不足が20.5%、業務内容、施工条件が18.1%となっています。その他の要因の中には、新型コロナの影響で、技術者不足となったものや世界的な半導体不足となり自動車の製造が停止し、自動車リース契約に参加出来なかったもの等があります。 ・若手技術者を配置した場合に技術点で加点する、若手技術者の活用・育成のための入札制度の試行導入、週休2日制工事の試行導入、ウィークリースタンスの取組等を行っています。取組は継続していますが、人手不足について更なる改善点は難しい状況です。 ・人手の回復が見られないことから投資額レベルだけでは困難な状況と考えます。

ということか。

・一者応札率について、年度累計では、最近4年間は発生率が徐々に上昇しているが、どのように分析しているのか。感染症拡大などの影響はあるのか。また、令和3年度は過去に比べ上半期の中で7、8月が大きくなっているが、どのように分析しているのか。

・改善が困難とする業務について、どのような状況や理由であれば改善困難と判断できるのか。また、発注時期をずらすなどの対応が可能なもの、山間僻地で参入業者がないなどで対応が難しいものなどを、要因別に定量的な分析が必要と思われる。

・一者応札でも落札率が低いものがあるが、積算基準が確立されていないということか。

・改善策で年度当初に公告するというものがあるが、公告時期が遅れた理由があるのか。早期公告ができない要因を分析する必要があるのではないか。

・過年度は4月契約が多いことが影響し4月が一番高く、年度後半に徐々に減少している傾向となっています。今年度は明確な分析が難しい状況ですが、近年の感染症拡大により、技術者等の配置が困難となったことや世界的な半導体不足による影響、流通等の影響も一者応札上昇の一つの要因と考えられます。今後も何らかの分析をしていきたいと考えています。

・改善困難なものを除いた場合と山間僻地の工事を除いた場合について、分析しました。また、改善が困難な業務から除外していた業務について改めて検証したところ、電気設備工事の中で改善困難の対象業務として追加して良い業務がありましたので、この工事を除くとどのようになるのかも併せて分析しました。

・応札者は一者応札かどうか、公表されるまで分からないことから、競争の結果、落札率が低くなっていると思われます。また、企業努力もあり結果的に落札額が低くなる場合があります。機構としては統一された公的機関の積算基準により求められた適正な積算を行っており、積算基準は確立していると認識しています。

・早期発注等の施工時期の平準化の取組については、徹底されていない状況もあり、機構内の主要な各種会議において、徹底するよう周知しているところです。施工内容によっては、年度当初に公告できない案件もありますが、早期公告ができない理由はないと考えます。

・今後の改善点について、これ以上の参加要件の緩和が困難としている事案の多くが、一者応札の原因が技術者不足となっているが、早期公告なども含めて、対応策が見当たらないということか。

・デジタル化やD Xなどの流れについて、中小企業まで普及していくには時間がかかると思われる。水機構は中小企業が多く受注しているが、デジタル化推進の流れの中で、どのように対応すると考えているのか。

・D Xを進めていく中で、人材不足や山間僻地の課題など、一者応札の要因になっているものを改善できる取組はあるのか。

・早期発注の効果を整理する必要があると思われる。技術者不足や山間僻地について、業者から聞き取りを行い、対応できない理由をもう少し定量的に分析できないか。

・一者応札の改善を図るため様々な条件緩和策等を継続しているが、その取組が業務の質の低下に影響していないか。現状、懸念や気になる事項はないか。

・ご指摘のように早期公告も含め対応策が見当たらない状況です。

・入札手続に関しては電子入札を導入しており、業者が登録すれば参加できるようになっています。契約手続についてはシステム化に向けて検討を始めたところです。また、遠隔臨場などの施工を含めたD Xの取組については、水機構も積極的に取り組んでいこうと思っています。

・ウェブ会議はコンサルタント業務の打合せに導入することで、遠隔地でも対応がしやすくなることもあると思います。また、山間地でドローンを活用した測量などの技術を導入することも考えられます。

・早期発注は実施しているが徹底されないとこともあり、その要因や影響の分析も行っていきたいと思います。技術者不足等については、色々な角度から分析していきたいと思います。

・一者応札対策を始めた頃は少し影響があったと思いますが、ここ何年も継続している中で成績状況の悪化や契約トラブルもないことから、業務の質は保っていると考えます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車燃料購入について、改善困難の業務に整理されているが、どのような理由なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去にガソリンスタンドの競争で年間契約をしていましたが、価格の変動が一時期からかなり大きくなり、決まったガソリンスタンドの業者しか参加しない状況がありました。そのため、全国一括でガソリンスタンドを網羅した契約を導入しましたが、一者応札になっている状況です。この契約でも業者が網羅していない地域の事業所での契約は、従来と同様に決まったガソリンスタンドしか参加しない状況なことから、改善困難な業務ということで、以前委員会で了解をいただいたものです。
<p>3. 令和3年度上半期における随意契約に関する点検について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約の理由について、どのような分類となっているのか。 ・随意契約の相手方の理由について、法的な制限や協定に基づき、土地改良区が相手方になっているものが多くある。土地改良区の管理している施設や水管理に直接的に影響を及ぼす業務は、最適で唯一の者であると理解されやすいと思われる。 ・緊急性の案件は第三者被害回避なども含めて、想定しないような他の案件に適切に判断できるよう、多様な事由についても事前に検討してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約は8項目に分類され、71件の割合を整理すると、1番多いのは、施設管理規程等に規定された機構施設の国又は地方公共団体等への管理委託等で半数以上を占めています。2番目に多いのは、災害復旧、緊急を要する工事と役務等になっています。 ・土地改良区は受益地における末端支線水路の管理を行っており、機構施設と一体不可の施設管理を行っています。また、受益地の水需要等を把握しており、契約している業務内容から最適で唯一のものと考えています。 ・多様な事由についても、今後検討をしていきたいと思っています。

<p>・ポンプ用燃料購入について、機場の規模により備蓄量が決められていると思われるが、近年の異常気象の傾向から改善する計画はあるのか。</p> <p>・補給のタイミングを少し早くして、無くならないようにするということか。</p> <p>・ポンプ用燃料購入について、名簿登録業者の4者に見積書の提出依頼をしているが、どのように4者を選定しているのか。</p> <p>・青蓮寺ダム取水塔付近湖底調査と青蓮寺ダム水質保全対策工事について、この2つの案件は業者を別々にしないとできなかったということか。</p>	<p>・燃料の備蓄については、補給する時期に底をついてから補給するのではなく、何日分か余裕をもって補給することになっています。</p> <p>・その通りです。</p> <p>・有資格業者名簿の登録業者から見積徴取することになっており、登録された業者のうち、軽油及び灯油の取扱いがあり、給油場所の所在する千葉県及び千葉県に隣接する茨城県、埼玉県及び東京都に本店・支店を有する業者を選定しました。この条件を満たす業者はこの4者しか存在せず、4者全者を選定しました。</p> <p>・調査は油の発生源を特定することができる3D調査機を持っている必要があり、対策工事は撤去に必要な台船を持っている必要があります。調査の業者は対策工事に必要なものを持ってなく、逆に対策工事の業者は調査に必要なものを持っていなかった状況です。</p>
---	---

<p>4. 新規随意契約案件について（工事・業務実績情報検索提供業務）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この法人のシステム以外で審査に必要な情報を適切に入手することは難しいと思われるが、他に代わるものはあるのか。 ・この情報量、データベースについては、この法人に匹敵する法人は他にないという事か。 ・随意契約することについて承認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業農村整備に関する実績情報サービスのアグリスや、建築に特化したパプデイスというものがあります。ただし、業態が特化しており、データ量も少ないことから、本システムに代わるものはないと判断しています。 ・その通りです。
<p>5. 新規随意契約案件について（営繕積算システム賃貸借）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・唯一の積算システムでそのサポートを唯一行っている法人は他にないのか。 ・他に選択肢はないということか。 ・随意契約することについて承認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・この法人以外実施している法人はありません。 ・その通りです。

○問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地2

ランド・アクシス・タワー内

電話 048-600-6500

水資源機構契約監視委員会事務局

技術管理室契約企画課長

坂上 覚（内線 2251）

技術管理室技術調査課長

奈良 洋幸（内線 4631）